

お知らせ



経済的な理由で就学が困難と認められる人へ、修学資金を給付します

桂川町給付型奨学金制度を開始します

☎ 学校教育課 教務係 ☎ 65・1149

桂川町では、令和7年度より桂川町給付型奨学金制度を開始します。この制度は、学業が優秀であるにも関わらず、経済的な理由により就学が困難と認められる人に奨学資金を給付する制度です。次代を担う有用な人材の育成を図ることを目的としています。

【応募資格】 下記すべてに該当する方

- ・本人または本人の生計を維持する者が桂川町内に1年以上住んでいること（令和7年4月1日時点）
- ・学業成績が優秀であること（在学中の評定平均値が、5段階評価に換算して3.5以上）
- ・経済的な理由で修学が困難な状況であること（下記ア、イのどちらかに該当）
 - ア. 本人および本人と生計を同一にする者の支給額算定基準額の合計が、51,300円未満であること
 ※支給額算定基準額は、個人住民税の所得割の課税標準額に6パーセントを乗じた額で100円未満を切り捨てた額とします。
 - イ. 本人および本人と生計を同一にする者の町民税所得割が非課税。ただし、税額控除は判定基準から除きます。
- ・本人および本人と生計を同一にする者に町税その他使用料などの滞納がないこと。ただし、情状を考慮し、町長が特に認めるときは、この限りではない。

【対象となる学校】 学校教育法に規定する、

- ・大学・短期大学の第1学年 ・高等専門学校第4学年
- ・専修学校（専門課程）第1学年 ・高等学校専攻科の第1学年

【奨学金給付額】 入学支度金（1回限り）10万円、修学資金（月額）3万円

- ※給付型により、返還の必要はありません
- ※翌年度以降、現況届および「1年間の成績表」の提出が毎年必要です。

【募集人員】 5名。奨学生は選考委員会の審議を経て決定します。

【申請期限】 令和7年7月31日(木)まで

【申請書類】

1. 桂川町奨学生給付申請書（様式第1号） 2. 住民票謄本 3. 在学証明書
4. 課税証明書
 （世帯全員（16歳以上）の各個人分。令和6年度所得額および控除額などの記載があるもの）
5. 学業成績証明書
 ※高校卒業後5年を経過している方で学業成績証明書が取れない方は、後日、面接やレポート提出等を実施します。
6. 町税等関係書類に係る同意書 7. 支払金口座振込依頼書（通帳の写しを添付）

【申請書類】

本町では他の奨学金制度との併給は可能です。他の奨学金制度が桂川町給付型奨学金制度との併給が可能であるかについては、他の奨学金制度へお問合せください。

【書類提出先】 桂川町教育委員会 学校教育課

【その他】 その他詳細は、町ホームページをご覧ください。学校教育課までお問合せください。